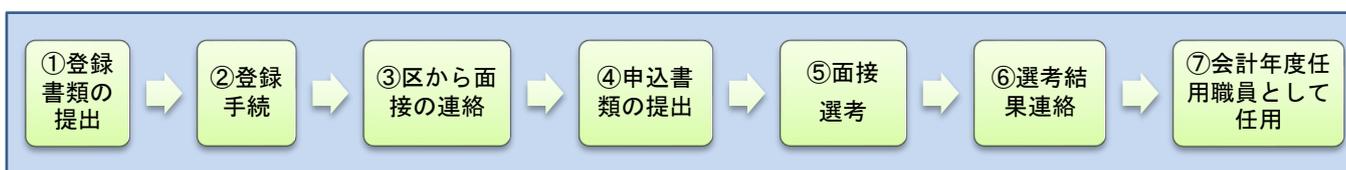


令和8年度採用 保土ヶ谷区会計年度任用職員（福祉保健課健康づくり・ 健康アクション支援業務）登録募集案内

福祉保健課健康づくり・健康アクション支援業務の会計年度任用職員は、あらかじめ職種や希望する勤務時間等を登録していただき、任用が必要になった職について、登録いただいた方の中から、選考を経て任用を決定します。（年度当初の任用の他、必要に応じて、年度途中にも任用を行います。）

登録を希望される方は、下記をご確認のうえ、登録書類をご提出ください。

1 登録の申込・選考の流れ



(1) 登録書類（※会計年度任用職員登録用紙）に必要事項を記入のうえ、下記の申込先に持参又は郵送で提出してください。

【申込先】保土ヶ谷区役所福祉保健課 **※登録の申込みは通年で受け付けていますが、令和8年4月1日(水)からの勤務をご希望の場合は令和8年2月27日(金)までにお申込みください。**

(2) 申込先で登録手続きを行います。（任用希望登録の有効期間は、令和9年3月31日までです。）

(3) 登録者の中から募集する職種・勤務日数等条件のあてはまる方について面接選考を実施します。面接日時については登録いただいた方に個別にお知らせします。

※登録期間中、必要に応じて随時選考を行います

(4) 選考実施後、選考の結果を連絡します。

(5) 選考の結果、採用となった場合は、会計年度任用職員としての任用手続きを行います。

◆注意事項◆

登録は、任用を約束するものではありません。ご登録いただいても、条件に合わない場合には面接の連絡は行いません。

2 募集する職種、職務内容

(1) 会計年度任用職員栄養士

ア 乳幼児から高齢者までの食生活等健康相談

イ 乳幼児から高齢者までの健康講座運営実施補助

ウ 健康啓発イベントにおける食生活等相談及び運営補助

エ 各種調査及びアンケートの集計

オ その他、上記作業に付随する業務及び横浜市職員の指示による事務業務

カ その他、大規模災害発生時における災害対応業務（基本的に補助的な業務で、勤務時間内のみ）

（次ページあり）

(2) 会計年度任用職員歯科衛生士

- ア 乳幼児から高齢者までの歯科等健康相談
- イ 乳幼児から高齢者までの健康講座運営実施補助
- ウ 健康啓発イベントにおける歯科等相談及び運営補助
- エ 各種調査及びアンケートの集計
- オ その他、上記作業に付随する業務及び横浜市職員の指示による事務業務
- カ その他、大規模災害発生時における災害対応業務（基本的に補助的な業務で、勤務時間内のみ）

(3) 会計年度任用職員看護師

- ア 乳幼児から高齢者までの生活習慣病予防及び生活習慣改善のための健康相談
- イ 乳幼児から高齢者までの健康講座運営実施補助
- ウ 健康啓発イベントにおける相談及び運営補助
- エ 感染症対応に必要な補助業務
- オ その他、上記作業に付随する業務及び横浜市職員の指示による事務業務
- カ その他、大規模災害発生時における災害対応業務（基本的に補助的な業務で、勤務時間内のみ）

3 応募資格

希望する職種のうち、以下の要件を満たすこと。

(1) 会計年度任用職員栄養士

- ア 管理栄養士（又は栄養士）の資格を有すること
- イ パソコンでの作業（エクセル、ワード）ができること
- ウ 窓口・電話対応ができること

(2) 会計年度任用職員歯科衛生士

- ア 歯科衛生士の資格を有するもの
- イ パソコンでの作業（エクセル、ワード）ができること
- ウ 窓口・電話対応ができること

(3) 会計年度任用職員看護師

- ア 看護師（又は保健師）の資格を有するもの
- イ パソコンでの作業（エクセル、ワード）ができること
- ウ 窓口・電話対応ができること

4 勤務条件

(1) 報酬額

時給 1,788 円

なお、栄養士と歯科衛生士、看護師は同一単価です。

※報酬額については令和8年1月時点の予定額です。制度改正等により金額は変更になる可能性があります。

(2) 勤務場所

保土ヶ谷区福祉保健課及び横浜市内

(3) 勤務時間

原則午前8時45分から午後5時までのうち

1日：6.25時間又は7.5時間

半日：4.0時間

(4) 勤務日

原則月曜日～金曜日のいずれか指定する月1～3日程度

(5) 休暇

横浜市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則のとおり

(6) 社会保険

勤務条件により雇用保険、厚生年金保険及び健康保険（横浜市職員共済組合）に加入

(7) 身分

地方公務員法第22条の2に定める会計年度任用職員

(8) 任用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間で必要に応じて任用します。

5 欠格条項

地方公務員法第16条に定める採用に関する欠格事由に該当する場合には、会計年度任用職員の任用を行うことができません。

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 横浜市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (5) 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定により、従前の例によることとされる者

6 その他

提出していただいた書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。

なお、提出書類に記載されている個人情報、会計年度任用職員の任用手続以外の目的で利用することはありません。

7 停止条件

本件は、令和8年度予算が横浜市会において議決されることを停止条件とします。

8 申込・問合せ先

保土ヶ谷区福祉保健課 会計年度任用職員採用担当 TEL:334-6345 FAX:333-6309